

2023/05/15 Reply from 岩永隆之 弁護士 on 医療同意

さて、医療同意について厚労省のHPを引用しておきます。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000197665.html>

解説編のp5に家族の理解を得ることの重要性が次のとおり指摘されています。

「本人の意思決定が確認できない場合には家族等の役割がいっそう重要になります。

特に、本人が自らの意思を伝えられない状態になった場合に備えて、特定の家族等を自らの意思を推定する者として前もって定め、その者を含めてこれまでの人生観や価値観、どのような生き方や医療・ケアを望むかを含め、日頃から繰り返し話し合っておくことにより、本人の意思が推定しやすくなります。

その場合にも、本人が何を望むかを基本とし、それがどうしてもわからない場合には、本人の最善の利益が何であるかについて、家族等と医療・ケアチームが十分に話し合い、合意を形成することが必要です。」

このような指摘を踏まえて、よりよい話し合いが行われることを希望します。

岩永